

個人情報の取り扱いについて

このたび慶應義塾 研究倫理委員会の下に設置された研究倫理審査会は、人を対象とする研究が倫理的配慮に基づいて適正に行われているかを審査します。審査においては、研究・観察の対象、あるいはデータの提供者である研究参加者の福祉と人権が保障された研究計画であるかどうか焦点の一つとなります。

個人情報の保護について

【個人情報とは】

“個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）”によると、個人情報とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とされています。この法律に基づいて、自主的に個人情報の適正な取り扱いを確保する措置を講じた上で、大学や他の機関においては、学術研究のために個人情報を取り扱うことが許されています。

慶應義塾では「慶應義塾個人情報保護規程」（平成 17 年 3 月 1 日制定）のほか、「慶應義塾の学術研究の用に供する個人情報保護規程」（平成 17 年 11 月 29 日制定）が定められていますので、ご一読ください。義塾では、「生存する個人に関するもの以外の情報についても、その性質に反しない限り、個人情報に準じて取り扱う」とされています。

【匿名化】

ある人の個人情報が研究計画に反して外部に漏洩しないように、その個人情報から個人を識別する情報の全部または一部を取り除いて、代わりにその人と関わりのない符号や番号を付すことを【匿名化】としています。

試料等に付随する情報のうち、一見、特定の人を識別できないかに思われても、各種の名簿などから入手できる情報と組み合わせることにより、その個人を識別できる場合には、組合せに必要な情報の全部または一部を取り除いて、その人が識別できないようにしなければなりません。この場合、できるだけ複雑なシステムで符号化し、容易には本人を連想できないようにしなければ意味がありません。匿名化のためのソフトウェアなどもあります。

匿名化の方法は、次ぎの2つに大別されます。

*** 連結不可能匿名化**

個人を特定できないように符号化し、その人と符号や番号への変換対応表を残さない方法による匿名化です。

*** 連結可能匿名化**

必要な場合には個人を識別できるように、上記の変換対応表を残す方法による匿名化です。研究遂行中に参加者に予期せぬことが起きた場合など、個人を特定する必要が生ずる可能性が予想される場合にはこちらが採用されます。この場合は、直接研究（データ収集、解析等）には関わらない個人情報管理者を立てて個人情報を管理し、研究当事者は、実質上、個人情報にはアクセスできないようにする配慮が求められます。

【研究資料の管理および廃棄について】

個人情報が匿名化された資料・試料であっても、データの解析や発表の際に、想定外の情報の拡散が起こることがないように、取り扱いに充分注意するようにしてください。資料は鍵のかかるところに保管するなどの配慮が必要です。

また、資料や試料の廃棄についても、その方法とタイミングについて、研究参加者にあらかじめ了解を取っておき、そのとおり実行することが求められています。

実際の研究では

実際の研究では、研究者が参加者を詳細に観察したり、参加者から回数を重ねた聞き取りをするといった研究手法が使われており、データ採集段階での匿名化はなじまない概念かと思われれます。そのようなケースでは、入手したデータの取り扱いや、研究成果の公開段階での個人情報の保護に、よりいっそう注意深い管理と配慮が求められます。研究参加者の個人情報が第三者に漏洩するなどして参加者の人権やプライバシーが侵害されることがないように、個人情報が第三者へ拡散しないための最大限の対策を講じてください。

共同研究、特に研究組織が大きく、多くの人々がデータに接するような研究組織体では、漏洩の危険が付きまといまます。個人情報の保護を各研究者の自主的な注意に頼るということではなく、個人情報保護や情報管理のための対策を立てることが必要です。少なくとも採取されたデータの段階で何らかの匿名化がおこなわれることが強く望まれます。

以上
(2007.10)